

費用のご案内 ※消費税込、実費・経費別

▶契約時◀

契約時報酬 ※公証人手数料や戸籍謄本等取得費用等が別途必要です。 110,000 円

▶委任事務◀ 契約後～任意後見開始まで

- ①スポット型基本報酬 ※支援毎に発生 無料
- ②見守り型基本報酬 月額 11,000 円～
※財産管理を依頼する場合、別途月額 11,000 円の費用が発生
- ③包括的支援型基本報酬 月額 33,000 円～

※支援内容によって別途費用がかかる場合があります。

▶任意後見◀ 任意後見開始～

基本報酬 月額 33,000 円～

※支援内容によって別途費用がかかる場合があります。

▶死後事務◀

死後事務報酬 220,000 円～

※支援内容によって別途費用がかかる場合があります。

『ライフサポート契約』 紹介サービス



浜松成年後見センターについて

- 【名称】 特定非営利活動法人 浜松成年後見センター
- 【所在地】 〒430-0946
浜松市中央区元城町 115-10
元城町共同ビル 8F
- 【設立】 2013年6月
- 【事業内容】 成年後見制度に関する相談受付、成年後見人等への就任など
- 【受付時間】 9:00-17:00 (土・日・祝日除く)
- 【URL】 <http://www.guardian-center.com/>

※本サービスは浜松いわた信用金庫が浜松成年後見センターを紹介するサービスです。
ライフサポート契約はお客さまと浜松成年後見センターの間で締結するものであり、
当金庫は契約には関与しません。
※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

2024年1月1日現在

くわしくは浜松いわた信用金庫の本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

 **0120-307-804** 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

本サービスは浜松成年後見センターを紹介するサービスです

『ライフサポート契約』をしておくことで・・・

浜松成年後見センターが、お客さまの心身の情報・希望・死後についての意向等を確認した「個人情報録」を作成し、定期的に見直しを行っていきます。いざという時に最もお客さまの情報を持ち、理解している担当の専門職が直ぐに介入(スポット支援)し、お客さまに必要な支援サービスが提供できる為、不安が解消されるだけでなくこれからの生活に“安心感”が生まれます。

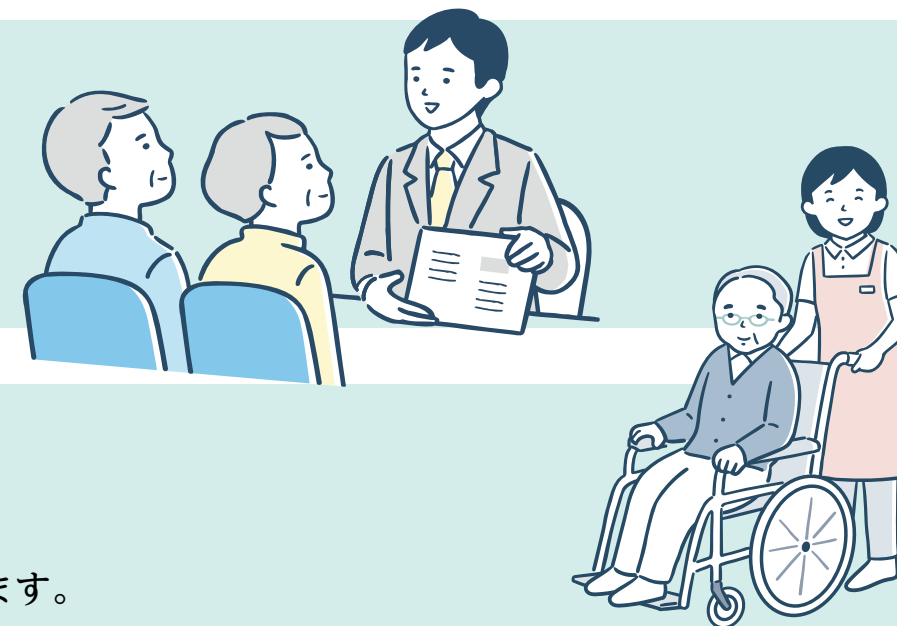
ライフサポート契約の紹介

各種のお手続きの流れを紹介します。

元気な時

契約

公証役場にて公正証書を作成します。
「委任事務契約」+「任意後見契約」+「死後事務契約」



生活に不安を感じたら

委任事務

3つのタイプから支援内容を選択できます。
①スポット型……ご依頼に応じて支援を行います。
②見守り型……定期的にご自宅等に訪問して支援を行います。
③包括的支援型……生活全般を把握し、希望する生活ができるように支援を行います。
※②・③のタイプを選択された場合、いざという時に備えて浜松いわた信用金庫に代理人届を提出することができます。
※③のタイプを選択された場合、浜松成年後見センターが入院時や施設入所時の身元保証人にもなります。

判断能力低下

任意後見

将来、認知症等で判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ浜松成年後見センターに代わりに行ってもらいたいことを決めておくことができます。

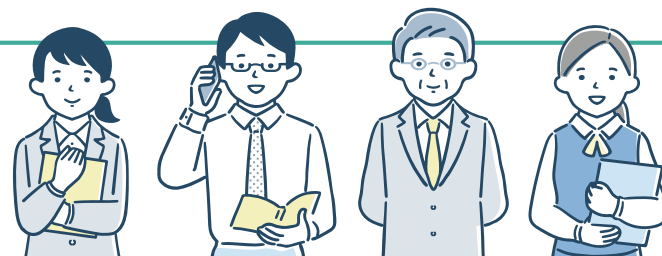


死亡相続

死後事務

自分が亡くなった後の各種の手続きを代わりに行ってもらうように決めておくことができます。
たとえば…
遺族への連絡、葬儀・納骨の手続き、生前の医療費等の精算、役所・関係機関への届出等

「浜松成年後見センター」が大切にしていること



「浜松成年後見センター」が大切にしていること

- ①プロセスを共有する……お客さまが困った時、一緒に悩み考えて対処します。
- ②生活に密着した支援ができる……お客さまがやりたい事を、手配したり、お手伝いします。
- ③安心感を持てる……お客さまが不安な時、話し合ったり相談にのれます。